

障害者雇用促進プロジェクトチーム設置要領

(目的)

第1 県内の民間企業等における障害者の就労を促進するため、行政と関係団体が一体となって障害者の雇用促進策を研究するとともに、企画・実施するため、障害者雇用促進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 プロジェクトチームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者の雇用に係る研究に関すること。
- (2) 障害者の雇用に係る具体的な施策の企画、実施に関すること。
- (3) その他、障害者の雇用に関すること。

(構成)

第3 プロジェクトチームは、別表に掲げる者で構成する。

- 2 プロジェクトチームに座長を置く。
- 3 座長は学識経験者をもって充てる。

(会議)

第4 プロジェクトチームは、座長が必要に応じて招集し、主催する。

- 2 座長は、必要に応じてプロジェクトチームに構成員以外の者を出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第5 座長は、障害者雇用に係る特定の分野又はより専門的な課題、問題点について検討を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第6 プロジェクトチーム及びワーキンググループの庶務は、産業経済部労働政策課が行う。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月12日から施行する。

この要領は、平成25年5月24日から施行する。

この要領は、平成26年6月4日から施行する。

この要領は、平成28年5月25日から施行する。

この要領は、平成29年5月23日から施行する。

この要領は、平成29年7月11日から施行する。

この要領は、平成30年5月22日から施行する。

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

この要領は、令和2年9月30日から施行する。

この要領は、令和3年7月15日から施行する。

この要領は、令和6年5月〇〇日から施行する。

別表（第3関係）

	組織	役職	備考
学 識	群馬大学	教授 竹内一夫	座長
経済団体	群馬県商工会議所連合会 (前橋商工会議所) 群馬県経営者協会	常務理事	
企 業	障害者雇用ネットワーク企業		
関係機関	群馬県社会就労センター協議会 医療法人社団山崎会サンピエール病院 障害者就業・生活支援センタートータス	副会長 所長	
国	群馬労働局	地方障害者雇用担当官	
支援機関	群馬障害者職業センター	所長	
県・教育	群馬県産業経済部労働政策課 群馬県健康福祉部福祉局障害政策課 群馬県農政部農業構造政策課 群馬県教育委員会特別支援教育課	課長 自立支援専門官 経営体支援係長 指導係長	
県 (事務局)	群馬県産業経済部労働政策課		